

原付バイクのご当地ナンバープレートを 百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録記念 交付します

交付開始日時 2月3日(月) 9:00

◇◇抽選会を実施します◇◇

交付開始日には、ナンバープレート(標識番号)の「1」を希望される方が多数お見えになることが予想されますので、交付開始時に限り、抽選会を行います。ご希望の方に整理券を配布しますので、必要書類等(下表)を持参の上、2月3日(月)8:30～8:50の間に税務課の窓口へお越しください。

※先着順でのナンバープレートの交付ではありません。

- 抽選会(種別毎)での交付は「羽曳野市A・・・1」から始まり、抽選会に参加された方の台数分までを対象とし、抽選結果順に交付します。
- 希望ナンバー制度ではありませんので、抽選終了後からは申請受付順にナンバープレートを交付します。

場 所 税務課(市役所本館1階8番窓口)

対 象 羽曳野市在住の方

申 込 必要書類等(下表)を持参の上、窓口で申込

①新規登録

- ・所有者の印鑑
 - ・届出(来庁)者の本人確認書類
 - ・販売証明書又は廃車証明書(再登録用)
- ※中古車は、古物商許可証(コピー可)、車台番号の石刷りも必要となります。

②既存の羽曳野市ナンバーから交換

- ・所有者の印鑑
- ・届出(来庁)者の本人確認書類
- ・申告済証
- ・交付済みのナンバープレート

※①②とも、所有者以外の方が窓口に来られる際は委任状が必要です。

費 用 交付手数料 無料

<ご注意>

※番号を選ぶことはできません。

※市内の方への名義変更等、その他の登録の必要書類等については、市ウェブサイト「原付バイクの登録・廃止等の手続き」ページをご確認ください。

※既存のナンバープレートを持っている人も、1台につき1回に限り、ご当地ナンバープレートに交換することができます。ただし、ナンバープレート交換は標識番号が変更になることから、自動車損害賠償責任保険の変更手続きが必要な場合がありますので、事前に加入保険会社にご確認ください。

※従来のナンバープレートも引き続き交付します。

限定交付(合計3,000枚)

種別	内容	枚数
A	原動機付自転車第一種(50cc以下)	2,000枚
B	原動機付自転車第二種乙(90cc以下)	100枚
C	原動機付自転車第二種甲(125cc以下)	900枚

【A】原動機付自転車第一種(50cc以下) 計2,000枚



【B】原動機付自転車第二種乙(90cc以下) 計100枚



【C】原動機付自転車第二種甲(125cc以下) 計900枚



■問合せ■ 税務課総務担当(市役所本館1階⑧窓口) ☎072-958-1111 内線1570・1571